

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月31日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第10号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成4年大阪市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(特別休暇) 第4条 条例第11条に規定する特別休暇は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる期間又は時間与えるものとする。 [(1)～(5の3) 略] <u>(5の4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</u>	(特別休暇) 第4条 [同左] [(1)～(5の3) 同左] [新設]

<p>[(6)～(13) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 第2条第10項及び第11項の規定は、<u>第1項第5号の4、第6号の4、第10号及び第11号の2から第11号の4までの規定による特別休暇について準用する。</u></p>	<p>[(6)～(13) 同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 第2条第10項及び第11項の規定は、<u>第1項第6号の4、第10号及び第11号の2から第11号の4までの規定による特別休暇について準用する。</u></p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。